

小樽歯科衛生士専門学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は小樽歯科衛生士専門学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は小樽歯科衛生士専門学校の卒業生を以って組織する。
- 第3条 本会の事務所は連絡運営のため本学校内に置く。
- 第4条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与し、歯科医療の普及および向上に資することをその目的とする。
- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために、次の事項を行う。
1. 会員名簿を作成すること。
 2. 総会を開催すること。
 3. 会務状況並びに会員の動静を報告すること。
 4. 母校への諸行事への後援をすること。
 5. その他本会の目的を達成するために必要な事柄。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は第2条に規定する者でなければならない。
- 第7条 会員は本会の定める会費を納入する義務を負う。
- 第8条 会員は本会の発行する印刷物の配布を受け、又は購入することができる。
- 第9条 会員は氏名及び現住所に異動があり、又会員名簿に変更を要する時は卒業年度及び第何期生かを明記し、会宛に報告しなければならない。

第3章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。尚、会長以下幹事長迄を正役員と称する。
- | | | | |
|-------|------|-------|-----------|
| 会 長 | 1名 | 庶 務 | 1名以上 |
| 副 会 長 | 2名 | 幹 事 長 | 1名 |
| 会 計 | 1名以上 | 副幹事長 | 1名以上 |
| 書 記 | 1名以上 | 各期幹事 | 各期各々 1名以上 |
| 監 事 | 1名以上 | | |
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。小樽歯科衛生士専門学校長、小樽歯科衛生士専門学校主事等がこの任にあたることができ、会長が委託する。
- 第12条 原則として役員は兼任することをさまたげない。
- 第13条 役員の選任と任期は次の通りとする。
1. 会長、副会長、書記、監事は総会で選任する。
 2. できれば会計、庶務等の役員は小樽歯科衛生士専門学校専任教員に委託する。

3. 各期幹事は各期の互選によるところとし、総会で承認を得る。
 4. 役員の任期は2年とする。（再任は妨げない。）
 5. 顧問は必要に応じて諮問に応ずる。
- 第14条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、必要と認める場合は役員会を召集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。
 3. 会計は会計事務にあたる。
 4. 書記は本会の会務及び記録事務に当たる。
 5. 監事は会務を監督する。（会計監査を含む）
 6. 庶務は本会の会務にあたると共に事務処理にあたる。
 7. 幹事長は本会の会務にあたると共に各期幹事を総括する。
 8. 各期幹事は主として会員相互の連絡の任にあたる。
- 第15条 役員に欠員を生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。役員は任期が満了した場合に於いても後任者が就任する迄は、なお従前の職務を行うものとする。

第4章 会議

第1節 総会

- 第16条 総会を定時総会と臨時総会に分ける。定時総会は毎年1回年度始めに会長が召集する。臨時総会は会長が必要と認めた場合に召集する。
- 第17条 臨時総会は役員会が必要と認めた場合もしくは会議の目的たる事項を示し、会員20名以上連名で要請することによって開催することができる。
- 第18条 総会は会員を以って構成する。
- 第19条 総会はその会則に規定するものの他に、次の事柄を議決又は承認を得ることを必要とする。
1. 予算及び決算
 2. 行事の計画
 3. その他の本会の運営に関する重要なこと。
- 以下の事柄は総会に報告しなければならない。
1. 会務の概要及び行事の経過報告
 2. 寄附された金品の収受及び使途
- 第20条 総会の議長及び副議長は各1名ずつ議事録署名人2名を総会の都度出席会員の中から選出する。
- 第21条 会議に出席することができない会員は、委任状を以て他の会員を代理人として表決

を委任することができる。

第22条 総会の議決及び承認は出席者の多数決による。

第2節 役 員 会

第23条 役員会は役員を以って構成する。

第24条 役員は会則に規定されるものその他に、次の事項を議決する。

1. 総会の議決した事項の執行に関すること。

2. 業務運営の具体的方針の決定。

3. その他本会の重要な事柄

第25条 役員会は会長が召集する。

第26条 役員会は正役員全体で過半数の出席によって開催することが好ましい。

尚、特に重要な案件については役員過半数の出席がなくては議事の採決はできない。

第27条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

第3節 幹 事 会

第28条 幹事会は幹事長と各期幹事を以って構成する。

第29条 幹事会は会則に規定されるものその他、次の事項を議決し執行する。

1. 総会及び役員会の議決した事項の事実上の執行

2. 幹事会は各期会の開催その他相互の平衡をとる

3. 幹事会は親睦会企画、実行に協力する

第30条 幹事会は幹事長が召集する。

第31条 幹事会は役員会に含まれるが一部性格を異にする為、独自で開催することができる。

第4節 議 事 錄

第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を製作しなければならない。

1. 開催の日時及び場所

2. 会員又は役員の現在数

3. 出席会員の氏名

4. 議決事項

第5章 資金及び会計

第33条 本会の資金は会費、寄付金、その他の収入により構成される。

第34条 本会の経費は資金を以てこれにあてる。

第35条 既納の会費・寄付金は如何なる理由によつても返還しない。

第36条 前年度の残余金は繰越金として次年度の収入に繰入する。

第37条 会計年度終了時に定期監査を受け、その結果を総会で公示する。又、会員の要

第5章 資金及び会計

求があり監事が必要と認めた時は臨時監査を受けなければならない。

- 第38条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 補 則

- 第39条 会則の変更は第22条にかかわらず、総会に於いて出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

- 第40条 この会則について必要な細則は役員会を経て会長がこれを定める。

- 第41条 結婚・住所不明等何らかの理由で各期幹事に欠員ができた場合、幹事・役員会の推薦により選出し、総会で承認を得る。

第7章 附 則

- 第42条 この会則は昭和53年4月2日より施行する。

- 第43条 この会則は平成13年4月7日より施行する。

- 第44条 この会則は平成20年4月12日より施行する。